

公 告

下記の建設工事について次のとおり電子入札により入札を執行するので、霧島市契約規則（平成17年霧島市規則第63号）第2条及び霧島市電子入札運営要領（平成20年霧島市告示第86号）第8条の規定に基づき公告する。

令和 7 年 7 月 31 日

霧島市長 中重 真一

工 事 発 注 表	
公 告 番 号	第 41 号
工 事 発 注 部 課 名	建設部建築住宅課 (電話番号) 0995-45-5111 内線2832 (FAX番号) 0995-46-0566
発 注 工 事 種 別	管工事
工 事 名	R7大野原団地9号棟個別改善工事(給排水1工区)
工 事 場 所	霧島市国分広瀬二丁目地内
入 札 方 法	条件付一般競争入札
工 事 概 要	個別改善工事 8戸(風呂・台所・洗面所改修、3点給湯設備設置、直結増圧ポンプ設備設置)
工 期	契約日の翌日～令和8年3月6日(金)
入 札 書 比 較 価 格 (消費税・地方消費税抜価格)	事後公表
最低制限価格の有無	有
発 注 区 分 ・ 条 件	霧島市入札参加資格(管工事)格付区分A級を有している者。
入 札 参 加 等 に 関 す る 制 限	本年度の公告番号第40号、第41号及び第42号の工事においては、複数の落札を認めない。よって前述の工事については、先に落札が決まった者の以後の入札書を無効扱いとし、開札しない。
請 負 代 金 支 払	原則として、竣工検査後一括払いとする。ただし、市長が財政経理上支障がないもので適当と認めたものに限り、請負金額の4割以内において前金払いすることができる。また、工期及び出来高が50%を超えることが確認できた場合、請負金額の2割を超えない範囲で中間前金払いをすることができる。10万円未満の端数は切り捨てとする。
入 札 保 証 金	免除
契 約 保 証 金	有
設 計 図 書 等	添付資料を参照。発注課窓口での閲覧の有無については、発注課に問い合わせること。
入 札 書 等 送 付 方 法	かごしま県市町村電子入札システムを使用して提出すること。
入 札 参 加 資 格 確 認 書 類	無
入 札 説 明 書 説 明 請 求 期 限	令和 7 年 8 月 25 日 (月) 17 時 00 分まで
参 加 資 格 申 請 書 受 付 期 間	開始日時 令和 7 年 7 月 31 日 (木) 8 時 30 分 終了日時 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 15 時 00 分
参 加 資 格 確 認 通 知 期 間	開始日時 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 16 時 00 分 終了日時 令和 7 年 8 月 26 日 (火) 17 時 00 分
本 工 事 に 関 す る 質 問 方 法 等	方法 FAX送信 受付場所 建設部建築住宅課 質問締切日時 令和 7 年 8 月 25 日 (月) 17 時 00 分
本 工 事 に 関 す る 回 答 方 法 等	かごしま県市町村電子入札システムポータルサイトにて、令和 7 年 8 月 26 日 (火) 17 時 00 分までに掲示する。
入 札 書 受 付 期 間	開始日時 令和 7 年 8 月 27 日 (水) 8 時 30 分 終了日時 令和 7 年 9 月 1 日 (月) 12 時 00 分
開 札 予 定 年 月 日 ・ 場 所	開始日時 令和 7 年 9 月 2 日 (火) 10 時 15 分 場 所 総務部 工事契約検査課
契 約 担 当 課	建設部建築住宅課
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。 (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による許可を有する者で、現行の霧島市入札参加資格業者名簿に登録されている者。 (3) 建設業法第28条第3項の規定による営業停止の期間中でないこと。 (4) 市が公告の際に提示した条件等に適合する者。 (5) 対象工事に現場代理人及び建設業法第26条による主任技術者又は監理技術者を適正に配置することができること。 (6) 公告から入札時までの期間において、霧島市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱（平成17年霧島市告示第44号）の規定に基づく指名停止を受けていない者。 (7) 手形交換所による取引停止処分又は主要取引先からの取引停止等の事実がなく経営状態が健全な者。 (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続の決定を受けている者若しくは更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の決定を受けている者若しくは再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。その他、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (9) その他建設業法等の法令・規則等に違反していない者。
入 札 の 無 効 に 関 す る 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 談合その他不正な行為があったと認められるもの。 (2) 工事費内訳書の提出がない入札。 (3) 工事費内訳書の工事名及び工事場所が入札案件と著しく相違している、商号又は名称等の記載に誤りがある、直接工事費の内訳が記載されていない等工事費内訳書の内容が要件を満たしていないと認められる入札。 (4) 予定価格を事前公表する入札において、入札書比較価格を超える入札書及び入札書比較価格10パーセント未満の額の入札書は無効とする。 (5) その他市長があらかじめ指示した事項に違反した入札。 (6) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。
落 札 者 の 決 定 方 法	<ul style="list-style-type: none"> (1) 予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札で、最低の価格で入札した者を落札者とする。 (2) 予定価格を事後公表する入札の回数は、2回までとする。 (3) 予定価格を事後公表する入札において、1回目の開札で落札者がなかった場合は再入札を行うものとし、再入札の日時等については、1回目の開札後にかごしま県市町村電子入札システムにより通知するものとする。
落 札 者 の 契 約 書 案 等 の 提 出	<ul style="list-style-type: none"> (1) 落札者は落札決定通知を受けた日から7日以内(最終日が霧島市の休日を定める条例(平成17年霧島市条例第2号)第1条第1項の規定に定める休日の場合は、その翌日)に、契約書の案並びに消費税及び地方消費税に係る課税事業者又は免税事業者である旨の届出書を【契約担当課まで】提出しなければならない。なお、提出期限までに契約書の案を提出しないときは、契約の締結をしない旨の申出をしたものとみなす。 (2) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。【通知書は契約担当課へ提出】 (通知書様式：https://www.city-kirishima.jp/keiyakukensa/shise/nyusatsu/yoshiki/ukeoi.html) 「(工事契約関係)その他各種様式」フォルダ内
注 意 事 項	<ul style="list-style-type: none"> (1) 入札書提出の際は、必ず工事費内訳書を添付すること。 (2) 主任技術者又は監理技術者は、入札参加申込日から3箇月以内に雇用された者ではないこと。 (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てたものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 (4) 工事は市財務規則及び市契約規則、市契約請負約款に準じ施工すること。 (5) 工程表、現場代理人選任通知書及び関係書類を工事着手前に提出すること。